

令和4年10月7日

谷口委員

公明党の谷口です。1点だけ、Jアラート関連でお伺いしたいと思います。本県には、今回Jアラートは出されなかったわけでありましてけれども、先日ある方から、今回は神奈川出なかったけれども、Jアラート出たら私はどうすればいいのという、根本的な質問が投げかけられて、Jアラート、Jアラートって一応話はあるけれども、じゃ、具体的にどう行動したらいいのかというのが、御存じない方がやはり多いのかなという感じを受けてですね、今回、先ほどの報告では、県のホームページとかSNSによる情報発信を強化していただいたということなんですが、改めて周知をしっかりとさせていただきたいということをお願いしておきたいです。

お伺いしたいのは、この委員会の中で、地下施設の避難施設の指定ということをごひしっかりと進めてくれとお話しさせていただいたんですが、これまでの間に新たに指定したところと、今後計画として、予定として今の段階で言える箇所があればちょっと教えていただきたい。

危機管理防災課長

前回の常任委員会後ですと、地下鉄の市営地下鉄や小田急線、相鉄線が乗り入れております湘南台駅を緊急一時避難施設として指定をしております。同時に、県の施設として、各地域の県政総合センターが入る合同庁舎も新たに指定をいたしました。

現在、県立高等学校にも協力をお願いなどを、会議等を通じて投げかけておりまして、一層緊急一時避難施設の指定が進むように取り組んでいるところでございます。

谷口委員

分かりました。湘南台の地下はかなり広いですし、多くの方が入れるかと思っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。いずれにしましても、引き続きしっかりと指定を進めていただいて、特に地下施設、県内そんなに多くないかもしれないですけども、積極的に進めていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

意見発表

谷口委員

公明党県議団として意見発表を行います。まず、通行禁止道路の通行許可について申し上げます。通行が禁止された区間内に居住する方々等が、通行禁止区域内の道路を通行するためには、警察署長の通行許可の申請を行う必要があります。このうち、車両及び運転者を特定しない許可制度については、県警察におかれまして周知拡大に取り組んでいただき、障害者団体やタクシー業界等に対する周知活動を行っていただけるということでもあります。引き続き、さらなる周知活動を推進していただくとともに、通行許可申請の利便性の向上につきましても、国が推進するオンライン化の動向を注視し、オンライン申請を実施できる要件や、また許可証の受領についても一層推進していただけるよう、お願いを申し上げます。

次に、大規模災害時における支援物資の円滑な供給について申し上げます。人口が900万人を超える本県において、大規模地震が発生した場合には被災者数も膨大となり、これらの被災者に迅速に支援物資の供給を行う必要があります。円滑な実施に向けて、県と政令市、物流業者が訓練などを通じて連携して取り組んでいることは評価いたしますが、実際の災害では何が起こるか分かりませんので、想定外の事態も考慮した上で関係者が連携して、円滑な災害救助ができるよう努めていただくようお願いを申し上げます。

最後に、新しいモビリティに対応した交通安全対策について申し上げます。今後、道路交通法の一部改正に伴い、公布から2年以内に電動キックボード等が新たな分類として位置づけられます。改正法によると、電動キックボードは16歳以上に限定するものの、運転免許が不要でヘルメットの着用も任意となるため、歩行者、自転車との接触事故や重大事故の増加が懸念されます。県におかれては、まずは法改正の施行までに国や警察と連携し、交通ルールの周知や安全対策をしっかりと検討していただき、電動キックボードをはじめとした新しいモビリティを利用する方の安全利用の推進に、しっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

以上、意見、要望を申し上げましたが、当常任委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表を終わります。